

2022 年 9 月 26 日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和 4 年台風 15 号に伴う災害により被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について

令和 4 年台風 15 号に伴う災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS など衛星放送事業に関わる 75 社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野 直路）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、台風 15 号に伴う災害により、9 月 23 日に災害救助法が適用された静岡県の 23 市町において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【静岡県】

静岡市	(しずおかし)
浜松市	(はままつし)
沼津市	(ぬまづし)
三島市	(みしまし)
富士宮市	(ふじのみやし)
島田市	(しまだし)
富士市	(ふじし)
磐田市	(いわたし)
焼津市	(やいづし)
掛川市	(かけがわし)
藤枝市	(ふじえだし)
御殿場市	(ごてんばし)
袋井市	(ふくろいし)
裾野市	(すその)
湖西市	(こさいし)
御前崎市	(おまえざきし)
菊川市	(きくがわし)
牧之原市	(まきのはらし)
駿東郡清水町	(すんとうぐんしみずちょう)
駿東郡長泉町	(すんとうぐんながいずみちょう)
榛原郡吉田町	(はいばらぐんよしだちょう)
榛原郡川根本町	(はいばらぐんかわねほんちょう)
周智郡森町	(しゅうちぐんもりまち)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上